

自費での凍結更新

- 精子の場合…①男性本人の署名（ご本人が未成年の場合は、②保護者の方の署名も必要です）

胚（受精卵）・卵子・精子凍結保存について

□欄に確認チェックをお願いします。不明なことや質問事項がありましたら、医師・看護師よりお答えいたします。

□1) 保存期間を過ぎて連絡が無い場合には、保存更新の意志がなく保存胚・卵子・精子の所有権を放棄したものとみなし、それらの処分権は当院に帰属し、廃棄処分といたします。

□2) 保存期間を過ぎて連絡が無い場合に、当院から患者様に更新するかどうかの確認の連絡はいたしません。

□3) 連絡先（メールアドレス・住所・電話番号）が変更となる場合は、速やかに当院への連絡をお願いいたします。

□4) 胚・卵子・精子の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用や保存期間に変更があった場合には、次の更新手続き時から改定された最新のものが適用されます。当院からの配付資料、またはホームページをご参照ください。

□5) ※ご夫婦の場合

夫が死亡した場合には、この凍結胚・精子は治療には使用できません。妻が死亡した場合には、この凍結胚・卵子は治療には使用できません。配偶者から1ヶ月以内にご連絡いただいた上で、廃棄処分を行います。

離婚された場合も、胚は上記同様に取り扱います。精子の所有権は夫のものとなります。卵子の所有権は妻のものとなります。意思確認によって取り扱いを判断いたします。

※精子凍結・卵子凍結で未婚の方は、この項目は関係ありません。

□6) 保存期間内であっても妻が生殖年齢を超えた場合（50歳以降）は凍結期間の延長はお受けできません。50歳を超えた時点で保存胚・卵子の処分権は当院に帰属し、廃棄処分とします。※精子凍結で未婚の方は、この項目は関係ありません。

□7) 凍結更新を行う場合には、その都度同意書への記載をお願いいたします。

□8) 未成年者の場合には、保護者氏名の記入もお願いします。

□9) 廃棄を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、提出していただきます。

□10) 自然災害等の不可抗力により、凍結胚・卵子・精子に破損等の影響が出た場合は、その責任を負いません。

□11) 不測の事態などにより、やむを得ず当院を閉院することになった場合は、他施設に委託されます。

□12) 受精卵を廃棄する場合、今後の体外受精の技術発展のため一部研究に使用する場合がございます。

※ お願い 本用紙はご夫婦でサインして頂き、お手数ですが原本を郵送して頂くか生殖医療センターまでご持参して頂きますよう宜しくお願いいたします。（ご本人様用にコピーをお取りください。）
ご不明な点は、三宅医院生殖医療センター（代表）TEL086-282-5100 まで
診察時間以内にお問い合わせください。

確認事項（確認のうえ、同意される場合は□にチェックを入れてください）

□ 不妊治療継続の意思に変更が生じた場合は、必ず本人が直接貴院へ申し出ます。

□ 私たちの一方が他方に無断で書類に署名をし、これを提出することは認められないことを理解しています。

□ 同意書における署名・押印等に外形上不備がない場合、これらを本人の意思に基づくものとして貴院が取り扱うことに異議はありません。

令和 年 月 日

妻 氏名（自署）

夫 氏名（自署）

※署名は夫婦が各自自筆にてお願いいたします。